



VOL.97

トクちゃん新聞

7月号

今月15日で
15年目に突入♪



平成27年7月7日 発行

徳野会計事務所

〒530-0041

大阪市北区天神橋2-3-8

MF南森町ビル3F

tel:06-6809-2205

fax:06-6809-2206

URL:http://www.ft-tax.com/

mail:info@ft-tax.com

●**腰痛** GWに腰が痛くなり、外出予定がないのをいいことに、GW期間中はほぼ寝たきりで過ごし静養に努めたにも関わらず、いまだに引きずっています。当初はいかにも、「腰が痛い人」とわかる様子で、**日常生活にも支障**が出ていました。**ずいぶん改善**していますが、調子に乗ってゴルフの打ちっぱなしに行ったりしますと、それほど一所懸命練習していないにも関わらず、当日夜から腰に張りを感じそれが3日ほど続くという有様。**梅雨空とともに、早くどこかへ消え失せて欲しい**ものです。

担当:徳野



●**DM** ある企業様リストがあり、そこへDMでアプローチしているのですが、この半年、反響がほぼない状態です。従来、徳野ひとりでDM作成をして来ましたが、自分自身の**センスに限界**を感じ、**小林・北岡に作成を依頼**。発送はまだですが、徳野の発想とは違うDMで、**反響が楽しみ**です。発送する前からなんですが、実は今回は結果が出なくてもよいと思っています。というのも、**売上獲得がどれほど大変なことか体験することで、お客様の苦勞をより理解できる**のではないかと期待しているのです。さてさて、結果やいかに？

◆住宅取得資金の贈与税の非課税制度 ~制度のポイントを解説~

担当:小林



以前からあった『住宅取得等資金の贈与税の非課税制度』ですが、平成27年の税制改正で、制度の期限延長と改正がありました。

■**制度の期限**.....平成31年6月30日まで。資金の贈与だけでなく、新築等の契約締結も期限内に必要です。

■**贈与者の要件**....贈与者(あげる人)は、受贈者(もらう人)からみて、直系尊属にあたる方です。
(たとえば、父や母、祖父、祖母等)

■**受贈者の要件**....受贈者(もらう人)は、贈与を受けた年の1月1日において、20才以上の方です。

■**贈与の対象**.....住宅用家屋の新築、取得又は、増改築等の対価に充てるための**金銭**です。
家屋そのものの贈与や、土地だけの取得のための金銭贈与は、対象外です。

■**贈与の非課税枠**..平成27年12月31日まで、一定の省エネ等住宅の場合1,500万円、それ以外の住宅は1,000万円です。
上記期間以後、非課税枠の金額は、期間に応じて変わっていきます。

■**参考資料アドレス**..「住宅取得等資金の贈与税の非課税のあらまし」国税庁作成PDF

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/sozoku/pdf/jutaku27-310630.pdf>

将来の相続争いの原因とならないよう、他の相続人とのバランスに配慮することも大切です。

その他にも細かい要件がありますので、贈与をご検討される場合、弊社担当者にお問い合わせください。



◆夏バテに気をつけましょう!!

担当:北岡



夏バテは、夏の暑さに対応しようとして、様々な不快症状が現れます。例えば汗は体温調節に必要ですが、同時にミネラルも排泄されて、**ミネラルバランスが崩れ、疲労感が生じる原因**となります。

また冷房の効いた室内と暑い戸外の行き来による**温度差に身体の体温調節機能が適応できず**、体調を崩すということも多く見られます。そこで**夏バテの予防策**をいくつか挙げてみたいと思います。

★規則正しい生活を★

1日3回規則正しくよくかんで食べ、夜遅くまで飲食せず、十分な睡眠をとり、適度な運動を心掛けましょう。

★食生活から夏バテ予防★

夏場は、さっぱりした食べ物、甘い清涼飲料水を好みますので、脂肪が少なく糖質の多い食生活になりがちです。脂肪や糖質をエネルギーにかえるのに必要な**ビタミンB1はうなぎや豚肉などに多く含まれています**。また夏の**緑黄色野菜**は、**カロチン、鉄、カリウムなどのミネラルが多く含まれています**。**カロチンは脂溶性なので、油を使った調理法**がお勧めです。

★汗をかいたら水分不足に注意★

汗をかいたら、**水分、ミネラルを補給**。冷たい飲み物ばかりではなく、緑茶など温かい飲み物にするのもよいでしょう。

今年の夏も暑くなりそうですので夏バテに気をつけて乗り切りましょう!



◆ 税務スケジュール(7月)

担当: 廣島



納税・申告関係

10日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・6月分 源泉所得税・住民税の納付 ・1~6月分 源泉所得税の納付 (納期の特例分) ★納付はお済みですか? ・社会保険 算定基礎届 ・労働保険 申告・納税 ★申告書の提出・納付はお済みですか? 	31日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・5月決算法人 確定申告 ・11月決算法人 中間(予定)申告 ・8月11月2月 消費税3か月ごとの中間申告 ・6月分社会保険料 ・所得税の予定納税 第1期 ・固定資産税、都市計画税 第2期分
15日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・所得税 予定納税額の減額申請 		

◆ マイナンバー制度の対応 Part3 ~個人番号の保管と廃棄~

担当: 岡村



保管

基本的には特定個人情報情報を保管してはダメです。ただし、**社会保障及び税に関する手続き書類の作成事務を継続的に行う必要がある場合に限り保管**できます。また、番号を記載している書類(扶養控除等申告書など)については、定められた保存期間が過ぎれば廃棄しなければなりません。

[継続的に保管できる場合の事例]

- ①雇用契約が継続している場合。
- ②従業員が休職しており復職が未定であっても、雇用関係は継続しているため保管できる。
- ③賃貸借契約等 継続している契約の場合、支払調書の作成事務の為に継続的に必要であると認められ保管できる。

廃棄

社会保障及び税に関する手続き書類の作成事務を行う必要が無くなった場合、もしくは保存期間を経過した場合は個人番号を廃棄・削除しなければなりません。

この場合、**削除・廃棄した記録を保存しておく**必要があります。(業者に廃棄処分を委託した場合は、**廃棄証明書**を保存。)

必要な時だけ保管
必要が無くなれば廃棄が原則です
削除・廃棄を前提とした保管方法を考えることが望ましいです。

◆ 所得拡大促進税制 給与が増えたら税額控除!

担当: 池田



給与等支給額を基準事業年度より増加させた場合、**増加額の10%を法人税から控除(中小企業者等は法人税額の20%を限度)**できます。

- 基準事業年度 : 平成25年4月1日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の直前の事業年度をいいます。基準事業年度はこの制度を適用する場合、2年目以降も変わりません。
- 給与等支給額 : 役員、兼務役員、役員の親族等の報酬給与を含まない。

■ 当期の給与等支給額について、次のイ、ロ、ハすべてを満たすこと

- イ 基準事業年度より給与等支給額の増加割合が**2%以上増加**していること。
(今後、適用年度により3%、5%に変動する)
- ロ 前事業年度の給与等支給額を**下回らない**こと。
- ハ 一定の継続雇用者の**1人当たりの平均給与等支給額**が前事業年度より**増加**していること。

■ 平成30年3月末までに開始する事業年度まで適用

詳細については弊社又は担当者にお尋ねください。

◆ 約束

担当: 北岡



先日親子登山で4歳の息子と葛城山(標高960m)を登りました。

登山のスタート前息子と頂上つくまで抱っこは禁止という約束のうえ登山開始。

途中何回か休憩をしつつ上を向け手を振れと励ましながら2時間半かけて一回も抱っこすることなく登り切りました。

幼稚園児参加ということでハイキングの延長のような感じかと思っておりましたが実際は急な階段が多く結構しんどいものでした。

山頂で食べたお弁当もうれしかったですが何より息子が約束を守り自力で登り切ってくれたことがうれしかったです。



◆ 今月のクイズ

担当: 廣島



料理の「さしすせそ」と税金

明治時代から戦前の間、課税の対象となる調味料がありました。さて、食生活に欠かすことのできない調味料から語呂合わせをした料理の「さしすせそ」のうち、**課税されなかった**調味料はどれでしょう?

- ①「さ」 砂糖
- ②「し」 塩
- ③「す」 酢
- ④「せ」 醤油
- ⑤「そ」 味噌

《答え》

- ⑤「そ」 味噌

味噌が課税されなかった理由は、自宅で製造される場合が多く、商品として流通するものが少なかったことと、生活困窮者は醤油よりも味噌を消費するという当時の実態から、これらの人たちに大きな負担をもたらすと判断されたようです。

